

平成23年第12回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成23年11月2日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
保健福祉課長	最知 明広 君
産業振興課長	佐藤 通 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志

議事日程 第1号

平成23年11月2日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 13号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 6 承認第 14号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 7 承認第 15号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 8 議案第106号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第107号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第10 議案第108号 工事請負契約の締結について
 - 第11 議案第109号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
 - 第12 議案第110号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算
 - 第13 選任第 2号 常任委員の選任
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第12回臨時会でございます。本日もよろしく願いいたします。

ここで、新教育長が着席しておりますので紹介をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） おはようございます。

9月定例会で教育委員としてご承認を賜りました佐藤達朗氏でございますが、去る10月13日の教育委員会におきまして新しく教育長に選任されましたので、ご紹介をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 佐藤達朗でございます。これからよろしく願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第12回南三陸町臨時会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第12回臨時会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第11回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、先月11日に実施いたしました東日本大震災からの復旧・復興に関する政府要望についてご報告をさせていただきます。

今回の政府要望は、9月30日に開催した町議並びに南三陸町震災復興対策本部会議において決定した南三陸町震災復興計画素案の計画期間である10カ年間の国の財政的な支援について、内閣総理大臣を初め復興対策担当大臣、国土交通大臣等への要望活動を行ったものであります。その中で、平野復興対策担当大臣からは本町が計画をしておる高台移転について、財政力が脆弱な自治体については要望のとおり全額国庫負担で事業の実施が可能な制度とする方向であり、被災自治体はコスト意識を強く認識し、事業の推進を図りたい旨の回答をいただいたところであります。

皆様ご承知のとおり、政府においては本年度の国の第3次補正予算を先月21日に閣議決定し、現在、臨時国会において審議がなされております。この第3次補正予算及び関連法案の詳細については、いまだ示されてはおりませんが、復興の円滑かつ迅速な推進を図るための特区制度や復興事業の地方負担分への充当が可能な復興交付金の創設など被災地に対する復興支援策が相当程度盛り込まれているものと認識をいたしております。特に、本町が強く要望いたしました防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の財源については、その詳細は伝わってきておりませんが、国庫補助金や復興交付金、特別交付金によってその全額が賄える財政スキームとなっているようでありまして、町として、今後これらの事業を推進できる見通しが立ってくるものと認識をいたしているところであります。

復興支援に関する国の支援策の具体については、今後その詳細が明らかになってくるものと

思われますが、高台移転を初めとする本町のさまざまな復興事業については、国の第3次補正予算の成立後、速やかにその推進が図られるよう、庁内の復興事業執行体制の整備を含め、今後その準備を進めていく考えであります。

次に、仮設魚市場のオープンについてご報告をさせていただきます。

本町の基盤産業である水産業の復旧・復興に向け、いち早く取り組んでまいりました仮設魚市場が、先月21日に完成いたしました。先月24日には、関係者の方々にお集まりをいただき、テープカットを行い、早速秋鮭の水揚げに供しております。仮設とはいえ、大漁旗に彩られた真新しい魚市場は、本町の復興のシンボルとして、多くの町民に勇気と元気をもたらしたものだと思っております。仮設魚市場の設置につきましては、ご支援、ご尽力をいただきました関係各位に対し、心より感謝を申し上げますとともに、一層のスピード感を持って本町の産業の復興を進めてまいりたいとの決意を新たにいたしているところであります。

以上を申し上げ、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私の方から申し上げます。

教育委員会から、町内の中学校における臨時職員の任用に関する不適正な事務処理事案についてご報告申し上げます。

過半、既に新聞等により報道されておりますが、町内の中学校校長が本年度の臨時職員の任用に当たり、本人が勤務できない状況であることを承知しておりながら、その者を任用しようとして町教育委員会に対し、虚偽の任用申請を行ったという事案が発生いたしました。

町教育委員会としては、当該申請書が提出された後、通常の任用手続きを経て、臨時職員発令通知書を当該学校長あてに送付致しました。その後において、当該学校長はその者の勤務実態がないにもかかわらず、次ごとの賃金支払いのための書類の作成を部下職員に命じ、不適正な公金資金支出処理を行いました。本件については、宮城県教育委員会は、先月20日付で当該学校長に対し懲戒処分として停職3カ月の処分を、また不適正な行為と知りつつ善後策を講じなかった教頭に対し、同じく懲戒処分として戒告の処分をそれぞれ申し伝えており、当該学校長は同日付で依願退職。その後任の学校長については、昨日11月1日付で当該中学校に赴任しております。教職員のサービスを監督する立場にある教育委員会として、町民の信頼を裏切ることとなりましたこのたびの事案について深くお詫び申し上げますとともに、今後二度とこのようなことが起きないように、すべての学校、すべての教職員に対し指導を徹底してまいります。

以上を申し上げ、教育委員会行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長、教育長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時08分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事委託関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） かなりの数の工事関係の資料であります。このいずれを見ても、工期が今月の末ということになっておるようではございますけれども、どうですか、課長、その進捗状況というか、中には終わっているものもあるようではございますけれども。大丈夫、その工期内にみんなこの工事が完了できるかどうか。進捗状況、その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 工事施工業者と部落も含めて、入念な打ち合わせをさせていただいております。ただ、ヨウシヨウになったりとそういう時期もありますけれども、今後、いろいろ台風とか高潮とか低気圧、こういったところで影響がなければ、工事についてはこの工期内で完成させたいとこのように今は考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

ないようでありますので、以上で工事委託関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。
以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第5、承認第13号専決処分の承認を求めることについてから、日程第7、承認第15号専決処分の承認を求めることについてまで、以上、本3案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定い

たしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、承認第13号から第15号までの専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、10月24日付で専決処分を行った南三陸町と大崎市及び栗原市との間における介護認定業務の事務の委託の廃止に関する協議について、同じく10月25日付で専決処分を行った登米市との間における介護認定業務の事務の委託の廃止に関する協議について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 細部についてご説明させていただきます。

本案につきましては、去る4月28日開催の臨時議会において、大崎市、登米市、栗原市の3市に介護認定業務の事務を委託することについての協議について専決処分を行い、議会に報告し、ご承認をいただいております。その後、本町において介護審査事務を行うべく準備を進めてきたところ、10月から介護認定審査会を開催できることとなったため、3市と委託の廃止に関する協議を行い、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、この間に介護認定を委託した件数につきましては、大崎市90件、栗原市85件、登米市93件、計268件でありました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 認定審査会で委託してきたものを本来の本町に戻すとそういうことで、本当にいいことだなと。業務がやっとういこうところになってきたと、そういう話であります。それで、件数も多いわけですが、1点お聞きしたいのは審査会のメンバーです。いろんな異動もあったと思いますし、いろんな業務というんですか、そういうことでなかなか大変

なメンバーというか、前の審査会のメンバーではないような気がするんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 審査会のメンバーにつきましては、従来のおり9名の審査会で開催ができるという運びになりましたので、ご承認をいただきまして、10月25日に開催をいたしております。その際の案件につきましては15件というようなことございました。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 審査会の9名というのは、従来からの9名ですか。新しいメンバーではなくて、今までどおりのメンバーでしょうか。何か聞くところによりますと、異動があるというような話も聞いたので、その辺がどうなるのかなと心配しておりました。

それから、もう1点。今度、審査会ではなくて認定業務の方ですね。こちらの認定ではなくて、介護のケアマネさんのところのいろいろ業務があると思うんですが、その辺の人数というんですか、その辺が十分にできるのかどうか。この件数だと、結構かなりの件数になると思いますが、それを十分にそのメンバーでできるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 審査会のメンバーにつきましては、新任の方が4名になります。9名のうち4名が新任の方というようなことございますが、内訳につきましては町内の開業医の方が1名、それから歯科医師の方が1名、それから公立志津川病院の歯科医師、それから看護師の方、それから特養の介護員の方あるいは社会福祉協議会の課長とか、そういったメンバー構成になっております。

今年度につきましては、東日本大震災の関係で新規、それから区分変更のみの審査というようなことで、更新につきましては審査の対象にはなっておりませんので、若干件数は減るだろうというようなことが予想されます。

そういう関係上、ケアマネの方につきましても、それで審査の方に当たれるというようなことございますので、とりあえず今のメンバーでそちらの認定審査に当たりたいとそんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に、審査会のメンバーがどうなっているのかなど、私ちょっと聞いたもんですから。新規が4名ということで、きちっと審査ができて、利用者にとってもきちっとした審査会の機能が果たされれば、私も新しい方でもいいんですが、その辺をきちっとやっぱり審査会の中で論議されながらやってほしいなと思っておりますので、決して低いレベルのものになっては困るので、審査会でも皆さんで検討しているとは思いますが。

それから、ケアマネージャーについても、今後どうなるか、ちょっとまだ私もよくわからないんですが、増えてくるような気がします。そういう点で、十分にそういうことができるようにぜひ配慮してほしいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 震災によりまして、よその町に審査会をお願いしていたということで、この3市の方には大変お世話になったわけであります。ただ、自分のところの町の審査会プラス我が町の審査もしなければならぬということで、いろいろと時間もかかったというような話も承っております。これから、また町に戻って、町独自で審査会が開催されるということで、大変喜んでおります。極力、幾らでも早く認定されるような方向で、数多く審査会を開いていただいて、スムーズに認定が行えるようなそういったやり方をさせていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 10月以降につきましては、月2回定時に審査会を開催いたしまして、今言ったような、認定が遅れないように早急に認定ができるような進め方をしたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、承認第13号の討論に入ります。（「なし」の声あり）
なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第13号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第14号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第14号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第15号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第15号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第106号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第107号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第106号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第107号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、以上本2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第106号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第107号南三陸町

総合支所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年第7回臨時会においてご決定をいただいた役場及び総合支所の位置を変更する期日の期限を延期したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案参考資料の14ページをお開きいただきたいと思います。議案参考資料の14ページでございます。

現行でございますけれども、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、7月20日の臨時議会で南三陸町役場については「志津川字塩入77番地」を「志津川字沼田56番地」に、総合支所につきましては「歌津字伊里前91番地」を「歌津字枅沢28番地の1」ということで、改正を提案させていただきまして、その施行期日を12月31日までの間に施行するとういう条例でございます。いわゆる、完成予定を12月31日までの間、規則で定める日ということで附則で定めてございましたが、次の議案第108号で今回、議案に可決をいただいてから工事施工ということになりますので、年内完成につきましては物理的に不可能でございますので、その施行日を「平成24年3月31日までの間において規則で定める日」ということに改正をさせていただきたいということでございます。

同じく、議案第107号の総合支所も同様でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第106号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第108号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第108号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第108号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町役場仮庁舎及び歌津総合支所仮庁舎の工事請負契約について、南三陸町議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、参考資料の15ページになりますけれども、お開きいただきたいと思います。

議案は、役場建設工事だけでございますが、入札は役場仮庁舎と仮診療所一括で行いました。

工事名が、平成23年度南三陸町役場仮庁舎・公立南三陸診療所仮診療所建設工事ということで、工事場所が南三陸町志津川字沼田地内でございます。

工事概要につきましては、役場仮庁舎1棟、総合支所1棟、診療所1棟ということで、入札の執行日は平成23年10月28日ございました。

入札の方法は、制限つき一般競争入札ということでございます。

今回の入札の参加条件でございますが、南三陸町、気仙沼市内に本支店を有する総合評点値

850点以上、1級技術者7名以上ということで、JVも認めるというような入札参加条件でございます。これによりまして、気仙沼あるいは南三陸町管内でJV等も考慮しますと10社程度、参加できる機会がございました。結果的に入札参加業者でございますが、議案にお示しのように阿部伊・山庄・志津川特定建設工事共同企業体1社ということになりました。

入札の執行結果は6億6,000万円、これは消費税を除きますけれども、税込みでは6億9,300万円でございます。この金額を設計額と入札比率によりまして割り戻しをいたしました結果、役場庁舎につきましては、議案でございますように3億9,585万円、税込みでございます。仮診療所は2億9,715万円、こういった工事請負契約になります。入札保証金等は、以下のとおりでございます。

工事期間でございますけれども、契約締結の翌日から平成24年、来年の3月9日までといたしたところでございます。

なお、図面等につきましては、前にもお示ししておりますが、若干位置が変わったこともございますので、16ページ以下お示ししてございます。

よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 一括入札をしたということですね。工事の請負契約については、わけてやると。お金の出し場所が、いわゆる何ていうか、一般会計とか病院会計とか出すところが違うからそうなんでしょうけれども、これは説明もできれば分けてほしかったなという感じもするんですが、その辺はいかがなんでしょうかね。要するに、議案が別々なわけですよ、議案書。（「病院はない。 企業会計 」の声あり）だから、病院はないんだけど、例えば一般会計と分けているわけですよ。病院は病院で出すと、これは一般会計からと議案で3億9,500円のね。これは、あくまでも入札の結果というか、それに基づいての契約になるわけ何ですよ。ですから、この説明の方も、一括入札というやり方だったんでしょうけれども、この議案そのものも分かれているものですから、議案書が。だから、この説明の方も分けるべきではなかったのかなという感じがするんですが、その辺は問題ないんですかね。

それから、もう一つは、これは仮契約を結んだんでしょう。結んであるわけですよ。その仮契約書の写しをください。

それから、先ほどのその工期の関係なんですけど、3月9日ということで早速始まるわけなんですけど、プレハブですから余り日程的にはかからないかとは思いますが、その辺の

工期の設定の仕方に間違いはないのかなという考えです。

それから、落札のパーセント、落札率というんですか。ちょっとここには書いてあるんですが、パーセントまではちょっと書かれていなかったかな。かなりの高額というか、高パーセント、高率の落札率かなという見方をしているんですが、これは国の方からの補助というかでやられているから、その辺も業者さんたちもよくわかっているかと思うんですが、例えば残したって、これはお返しするだけに過ぎないんでしょうけれども、その辺で地元の業者さんですからその辺はいいのかなと思いますが、その落札率は90%以上になっているんですかね。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、落札率から申し上げますと、予定価格が6億6,562万7,000円、税抜きでございます。落札額が6億6,000万円でございますので、落札率は99.2%ということでございます。

それから、概算工事費でございますが、庁舎部分については、端数を省略しますが3億9,936万8,000円、診療所は2億9,953万9,000円、概算工事費の合計が6億9,890万8,000円。落札価格が税込みで6億9,300万円でございますので、落札率が0.992。これを概算工事費に割り戻した結果、役場庁舎については3億9,585万円、診療所につきましては2億9,715万円、こういった内訳になります。

参考資料の方、入札を一括で行いましたので、こういった資料の提出の仕方でございますが、内容を分けますとただいま申し上げました内容でございます。

工期につきましては、震災後、大変厳しいという状況を正直いただいておりますけれども、できるだけこの工期内に完成をしていただきたいということについては、予備打ち合わせではお話ししてございます。

仮契約書につきましては、これからコピーしてまいりますので。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第109号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第109号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第109号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、応急仮設住宅に係る寒さ対策工事や暖房器具購入に要する費用など、緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の8ページ、9ページでございます。お開きいただきたいと思っております。

まずもって、歳出から申し上げますが、9ページの上段でございますが、企画費で地上デジタル放送受信環境整備支援事業補助金ということで779万7,000円でございますが、今回、地上デジタルの難視聴解消ということで、入谷の桜葉沢地区でございますが、39世帯で受信施設組合をつくりました。事業費は1,169万7,000円でございます。そのうち、国からの補助が3分の2で778万9,000円、それからNHKの補助が362万8,000円ということで、実質組合の負担が27万3,000円ということで、1世帯当たり7,000円ということで、この地上デジタルの受信環境事業を実施したいということでございます。この歳入が、8ページの中段でございますけれども、国からの補助金ということで779万7,000円を計上してございます。

それから、地域交通対策費、同額を委託料と補助金で組みかえるものでございますが、乗り合いタクシー事業の中止に伴いまして、代替町民バス委託料との組みかえを行うものでございます。

それから、9ページの下段、災害救助費でございます。

最初に、11節の需用費、修繕料の1,560万円でございますが、これは被災を受けた住宅の修繕代ということで、1戸当たり52万円を助成してございます。今回、30件分の追加をするものでございます。全体で、被災住宅の修繕分としては100件分になります。補正前に70件ございましたので、今回30件で、全体で100件ということでございます。

それから、応急仮設住宅寒さ対策工事ということで、これにつきましては町発注分の二つの団地でございます、館浜分が15戸、廻館分が35戸、計50戸に対する寒さ対策工事でございます、内容は外壁の遮断工事あるいは、また暖房便座の取りかえ、風除室の設置とこういった工事内容でございます。

県発注分につきましては、県の方で行う予定でございます。

18節の備品購入費でございますが、応急仮設住宅暖房器具費8,800万円ということで、今回、寒さ対策にあわせて1戸当たり4万円以内で電化製品を、あるいは畳等を貸与する予定でございます。電気こたつ、カーペット類の暖房機器あるいは畳等でございます。4万円の2,200世帯分で、8,800万円を計上させていただきます。

それから、その下でございますが、車載型融雪剤散布機購入費ということで、仮設住宅等の敷地等に軽トラで散布できるような機械を購入する予定でございます。

次、めくっていただきまして10ページの上段でございますが、補償補填及び賠償金ということで5,718万円、二次避難所施設現状復旧補償金ということで、二次避難所として長期受け入れをしていた施設に対しまして、そういった施設の修繕費を補償金として支払うものでございます。具体的には、ホテル観洋さんとニュー泊崎荘さんを予定してございます。

これらの経費の歳入でございますが、戻っていただきまして8ページでございますが、先ほどの車載型の融雪機200万円を除きまして、全額県負担ということで14款の県支出金2億920万6,000円を災害救助費繰替支弁金として県より交付される予定でございます。

すみませんが、最後10ページの災害復旧費でございますけれども、農林水産業施設災害復旧費、これにつきましては9月22日の台風15号による被災分でございます。維持補修的な路面補修でございますので、町単独事業で実施をさせていただきたいというふうに思います。農業施設につきましては99万9,000円、農道中沢線1路線でございます。それから、林道災害復旧工事1,399万9,000円、樋の口線ほか7路線でございます。この概要等につきましては、議案参考資料の21ページ、22ページの方に記載されておりますので、後でご覧いただきたいというふうに思います。

それから、2項の公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害でございますが、これは津波

災害でございますけれども、町道旧港町線ほか7カ所でございます。これにつきましても、議案参考資料の21ページ、22ページに箇所がございます。

この公共土木の補助金につきましては、8ページの上段でございますように510万9,000円、3分の2が国庫から交付される予定でございます。

以上、補正予算の細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 9ページの民生費ですけれども、災害救助費でございます。寒くなつてまいりまして、仮設の方も皆さんそれぞれに防寒対策というものが迫られておるわけでございます。そうした中で、先般、県の方からも年内中に、12月1日から入って、12月中には防寒対策を決めたいというような連絡も私のところには実はございました、工務店さんの方から。町の方でも、それと、今回議決されれば一緒に工事ができるのかどうか、その辺のところ。その程度、町工事分と県工事分とに差があつてもうまくないんだろうなとこう思うんですよね。その辺のところをどのように連携し合っているのか。

それから、応急仮設住宅の暖房器具でございますが、これも今の説明ですと、これは全戸だというふうな、2,200戸ですか、全戸に、1戸当たり4万円以内ということでありましてけれども、これらもどのような器具、機材なのか、もう少し細部、詳しくお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 県と町の工期ということでございますけれども、工期につきましては12月26日まで、この辺までにすべて県も町も工事は完了する予定でございます。

それから、工事の内容でございますけれども、県と町については何ら変わりはありません。それで、まず1期工事で断熱材が既に正規のものになっていて、冬場対策できているものもございます。あとは、暖房便座も既に設置しているところもございます。あとは、外構工事、これも出てくるんですけれども、外構工事につきましてはこれからしっかり、凹凸がかなりありますので、その辺を水がたまらないようにいたしますし、それから住戸間、住宅と住宅の間、ここに1メートル20センチの歩道をアスファルト舗装で整備いたします。それから、駐車場、これについても整備いたしますし、駐車場までの進入路、これは団地内ですけれども、これも整備します。それから、敷地の水、これも必要に応じて排水側溝、これらも整備する予定でございます。

それで、館浜と廻館でございますけれども、まず館浜の方は断熱材は既に1期工事で冬場対

策を終えています。それで、サッシを二重サッシに変えます。それから、あとひさしをつけます。暖房便座も既に暖房になっております。したがって、あとは外構工事というふうなことになります。

それから、廻館につきましては、サッシは二重ですけども、壁についてはまだちょっと補強しなければならないので、外壁の一部補強がございます。それから、風除室の整備。トイレにつきましては、既に暖房化が図られてございます。あとは、外構工事というふうなことになりますので、県と町についてはすべて同じ暖房工事、それから排水工事、これは同じ内容でさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、応急仮設住宅の暖房器具の考え方でございますが、先般、10月7日付で厚生労働省の方から通知がございまして、暖房器具につきましては、災害救助法による国庫負担の対象となるので設置をせよというふうな、そういうふうな通知がございました。

その中では、気象等の地域状況を勘案してというようなことが書いてあるんですが、本町として考えましたのが、電気暖房がいいだろうと。いわゆるファンヒーター、それからホットカーペット、こたつ、そのほかに先ほども説明がありました畳というようなことで、合わせて大体4万円以内というようなことを想定しております。石油ストーブにつきましては、やはり火災等の心配があるものですから、それについてはちょっと除かせていただこうというような。

今から、実際にアンケートをとりまして、その希望のものを調査して、それに合った物、希望された物を配付したいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 理解いたしました。いわゆる行政の側でこれまで全くそういう話がなかったという中で、寒さ対策はもう個人的に各戸にそれぞれもう対策をしているわけですね。例えば、こたつとかはもうとっくに火が入って当たっていますし、カーペットも買って敷いていると。あるいは、風除室等ももう地元の大工さん方が仮設に入っているのにして、そして個人的に請け負って風除室等もかなりもう設置しているんですね。さらに、足りない部分としては、玄関付近とかさまざま附帯設備というものをやっているんですけども、今回その対象になったものを、例えば4万円以内でストーブが危ないからということで、各補助のボランティアさんとかが気を利かせて、いわゆるファンヒーターとかそういったも

のを、戸別にないということで持って来ているところもあるようなんですね。物資として入っておるところもあるということになりますと、1戸4万円の範囲内で毎戸に配るとというのが基本的なんです、その辺のところは要望によって配付するのか、平等という関連から毎戸そのまま支給するのか、その辺のところはどういう考え方をしているのか。

例えば、既にもう工事が終わって、それぞれに経費を捻出して、便座等も暖かい便座というのはもう業者が入って、安いチラシでもって入って、もう既に相当数の人がつけているという実態もあるわけですね。寒くて、とてもおしりが冷たくてだめだということで、入っているという実態もあるわけです。一方では、町営の方は、既に最初から設置になってあるというような差があるわけですね。あったわけですよ、これまで。それが、今回なくなるということは結構なんです、その辺のところの個人が支出した費用というものはどのようにお考えなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今の件でございますが、情報として各仮設住宅にはそういうNPOさんからいろいろ暖房器具をいただいていたというようなことは、うちの方にも入っておりました。非常に、その点につきましてはばらつきがあるんです。例えば、3点ももらったところもありますし、1点のみのところもあるというようなことで、その辺をどうしようかというようなことでうちの方も悩んだんですが、基本的はやはり仮設住宅の暖房の設備の購入というようなことでございますので、ここでとっているのだからわかると思うんですが、備品購入費というような課目なんです。これにつきましては、備品として町が購入をして、貸与するというようなそういう形になるわけです。実際には、何年になるかちょっとわかりませんので、その辺は非常に現実的ではない部分もあるかもしれませんが、ただ3点持っているので、じゃあその人は要らないだろうというようなことにはならないというような考えのもとに、全戸分、一応とらせていただいたと。

それから、先ほど言いましたように、その暖房機器の種類については毎戸調査といいますか、仮設住宅の方から必要な物の調査を行うというようなことにしたいと思っております。ですから、3点あって、私は要りませんから、じゃあ畳だけで結構ですというようなところもあるでしょうし、あるいは私は何もないので、できれば2点欲しいというようなそういった方もあるかもしれません。ですから、その辺あたりにつきましては、調査をさせていただいて、いわゆる需要に基づいて配付をしたいとそういうふうに考えております。

それから、費用につきましては、例えば事前に買った物というようなことに対しましては、

今回も備品購入費というような形でうちの方で補てんさせていただいておりますので、非常に補てんは難しいと。先ほどお話ししましたが、うちの方に通知が国の厚生省から入ったのが、10月7日付なんです。そうなりますと、そのころにはもう既に、寒くなるので今からもうこたつが欲しいというようなことで、こたつを買われている方がいらっしゃるかもしれません。対応については、遅くなったというような部分はあるんですが、とにかく今回予算計上をしないと冬場には間に合わないだろうというようなことで、急いでこれの措置をさせていただいたというようなことですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番議員の質疑を続行いたします。いいですか、11番、質疑。ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 前者に続きまして、この民生費の中の災害救助費。この12月の年内に応急仮設住宅の寒さ対策工事等を進め取り終えたいという話でありまして、ほか1戸当たり4万円のその暖房費等を先ほど課長から説明をいただきました。この仮設住宅とあわせまして、この毎戸調査ですか、意向調査をして、各戸希望する物を調査して、それに対応していきたいという課長の説明でありましたが、前にも伺ったことがあります。自立、この方々も自立ですが、おのずと仮住まいに手を加えて住んでいる方々の対応はどうか。この調査等に値するものかどうか、改めて伺います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 質問の件でございますが、先ほど10月7日付で厚生労働省の方からそういう通知があったというようなことでございますが、その中には「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について」というようなことが記されております。うちの方も、その点につきましては、県の方に照会をさせていただいておったんですが、あくまで応急仮設住宅のいわゆる暖房設備についてというようなことになっておりまして、自分で建設されたものについては、その辺についてはうたっていないというようなことでございましたので、今回は応急仮設住宅の暖房器具というようなことにさせていただきたいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） そうしますと、今後、個人的に手を加えて住んでいらっしゃる方々にもそのような対応があり得るという解釈をしてよろしいのかどうか。実は、そういう声もあるんですよ。寒さ対策をどのようにしたらいいものかという声があるもんでして、今お伺いしたんですけれども、そうなるとうやはり格差というものが出てくるのではないのでしょうかね。これは、課長を責めるわけではないんですけれども、もう一度その点のご説明をいただきたいとこのように思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の暖房器具につきましてもそうなのでございますが、応急仮設住宅についての暖房設備というようなことのお話でありまして、自己でいわゆる仮設住宅を建てた分については、応急仮設住宅に当たらないというような最初からの解釈がございまして、残念ながらそれにつきましては、災害救助法の適用にはならないというようなことを申し上げておりました。

今回につきましても、応急仮設住宅のいわゆる暖房設備等が不足しているため、応急仮設住宅に暖房器具を入れるというようなことの対処でございますので、残念ながら今のところは、そちらの方につきましては災害救助法の適用外というようなことで、予算措置はしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） その応急仮設住宅への対応ということはわかります。けれども、個人的に手を加えた方々にも何らかの対処を講ずるべきではないかと思うわけです。

かつて、震災前、およそ2年くらい前でしょうかね、灯油券の発行をいたしましたね。そういう住宅に住んでいらっしゃる方でしたか、そういう対応も講じなければならないと思うんですが、これは町長に聞いた方がよろしいですかね。どのようなものでしょうね。やはり、個人的といいましても、やはり立場は立場、同じですからね。その対応というものを、何らかの対応というものを講ずるべきかと思うんですが、いかがなものでしょう、町長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、今、保健福祉課長が答弁したとおりでございまして、災害救助法の関係では残念ながら支援はできないということになっておりますし、またあわせてそういったケースだけではなくて、例えば賃貸アパートにお住まいの方々、そういった方々も同様になってまいりますので、そうしますと非常に大変な財政事情が必要になってくる部

分がございますので、担当の保健福祉課の方でも県等にも再三問い合わせをしているわけ
でございますので、我々としても県の方に、その辺をもう少しどうにか出来ないのかという話
についてはお話しはさせていただきたいと思いますが、現状としては、今の災害救助法の方
ではそういう状況だということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 前者と同じような質問なんですが、災害救助法ですか、その中身はわか
りました。わかっています。これまでも何回も同じような会話をしたんだけど、基本的
には災害を受けたのには変わらないんですよ。同じ津波、同じ状況で流されて、それで避
難したわけですよ。それで、何らかの事情で、あるいは何らかの理由で個人で仮設を建てて
入ったと。それで、災害救助法の適用から外れるということは、個人そのものあるいは我々
がどう考えても、ちょっとこれはおかしいのではないかとそう思うんですよ。それで、前回
も言いましたが、そういうものについては町で何らかの手当てを考えるしかないね、という
ような発言をしたのが副町長であります。直接、私と話したときは。この前は佐藤町長に振
ったけれどもね。

それで、やはり個人で建てた方々に、おまえたちは勝手に建てたんだから、おまえたちのこ
とは知らないよというように分けて、そういうことでやっていいのかなと。同じ町民で、同
じ被害を被って、何らかの事情で個人で建てた方々にも町として、同等の対応をするべきだ
と言っているわけではないんですよ。若干でもいいから、やはり気持ちを表してほしいと、
これを言っているんですよ。その辺はどうですかね、町長、副町長、どういうふうに考えて
いますか。できませんか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） この問題につきましては、以前からそういうこともありまして、
先ほど町長も申し上げましたとおり、県の方にも何度も照会をしているんですが、なかなか
いい回答が得られないというのが現状でございます。

今のところ、いわゆる自分で建てた方々につきましては、加算支援金を早目に配るとい
うようなそういう措置で対処させていただいておるといような状況になっております。仮設に
入られた方につきましては、加算支援金をまだ申請なされておられませんし、例えば建てた方
についてはプラス200万円あるいは補修した方には100万円というように、そういう加算支援
金を早目に配るといようなことで、何とか対処をさせていただいておるのが現状でござい
ますので、今後どういう形になりますか、今のところ災害救助法の適用は非常に難しい状況

にはあると思いますので、検討させていただきたいとそういうふう感じております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） その対応として、加算支援金を早く配ると。それは、加算支援金は自分で家を建てると、建築するとそういうことが前提ではなかったんですか。それを前倒して、そういう方々には配るとのことなんですか。（「補修も対象に」の声あり）補修も対象。その制度はわかるんです。県から聞く必要はないと思うんです。町の財源でできないものかとか言っているんですよ。いろんなケースがあるとはいうものの、借り上げ住宅、これはその家賃を出しているわけですよ。個人の方々には何も行ってないんですよ。物資さえも行ってない。このような大きな差があつていいのかと、この差を埋めるのが町の役目ではないのかと、こういうことなんですよ。どうですかね、その辺。もう少し前向きな答えをいただきたいんですが、副町長。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 政策でございますので、町長等の考え方も踏まえて決定をしなくてはならないわけですが、前にも2番議員がお話のとおり、いろんなそういうその種の事情については、制度外のものについては、いずれ町側での検討にならざるを得ないというお話を申し上げたことはそのとおりでございます。結果として、今回もこういう形で、町としてなかなか皆様のご要望にこたえられるような結果ではない形で、今回ご提案をしているわけでございますけれども、今ご議論をいただいている分についていろんな事情も承知をしております。

ただ、問題は、いわゆる仮設なのか、そういったプレハブ的なものでも本設に近いものなのか、それぞれ建設をされた方々のご意向などもいちいち確認をしていかなければならない部分もございますし、問題はどの辺で線引きをしていくのか。お話にもございましたように、一つ一つ事情、理由、実態が全部さまざまなんだろうというように思います。その辺の難しさがございまして、ご案内のように同じであっても財政的にはそんなに大きな負担だというふうには思っていないんですけれども、ただ金額の問題よりも対応の仕方として、逆にそのことがまた別な部分で不公平感があったり、いろんな話につながっていくこと等々も考えなければならぬだろうというふうに思いますけれども、この件については再三お話をいただいておりますので、改めて部内と申しますか、こちらの方で、当局の方で検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ、こういうことを言う限りは、言われているんです。言われた都度、ここで言っているんです。ですので、やはりもう少し町としてのぬくもりというふうな形で検討して、そして対応していただきたいと思いますので、お願いします。

終わります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 独自で建設した仮設住宅と申しますか、プレハブ住宅と申しますか、町内に、あるいは町外で何件くらいになっておりますか。把握しておるかどうか。そうしますと、大体おのずと総予算額というものも出てくるのかなということでした。

10月7日に厚労省からの通達ということで、この時期についても、いつもこの政治というのは民間から比べると後手後手と申します、いつも遅れているのが常でありますから、今さら何とも申し上げられませんが、通達は通達としてそのようにやらなければならないのはわかっておりますが、ただこの南三陸町という町は国の出先機関ではないということだけは、皆さん考えていただかなければならないのかなと。言われたことだけをはい、はいとぼんぼんとそれだけをやるのでは、これは誰でもできるんですから、町は町の独自の考え方、施策、政策というものを打ち出さなければならないんですよ。その辺をよく理解してもらわないと。

今、前者もお話なされましたが、聞かれるわけですよ。例えば、この電化製品。6点セットだったか、5点セットだったかちょっと忘れたんだけど、その応急仮設の方々にはもらったけれども、どこかのうちで建設されたプレハブとか何かではもらえなかったと、なぜですかと。同じですよ。同じ町民ですよ、被災を受けた町民ですよ。そのときには、いや、赤十字でそういうふうに決まっていますからということで、赤十字だから言えるんですけども、今度は政治、国なんです。ですから、赤十字の支給物とは、支給という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、わけが違うんですね。ですから、電化製品と6点セットと同じようなやり方では、ちょっとまずいのかなという感じがいたしております。

ですから、これは国が、あるいは県でどうしようもならないというのであれば、やっぱり独自に、同じ町民ですから、その部分の補てんをするのが町の努めですから、ぜひ予算をとってやっていただかなければならないと思いますよ。

それから、課長の方からこのファンヒーターとか畳とか4点ほど挙げられて、問題はこのアンケート調査で、先ほどどなたかがおっしゃいましたが、もう既に準備をしている方々もおるわけです。ここが、問題になってくるころだと思っておりますが、私のうちではもう準備したから要りませんという方々があればいいんですが、調査に行ったときにファンヒーターが

あったと。それで、欲しいと言われたからやるのか、物があるからやらないのか。その辺。

それから、物の支給方法といいますか、何といいますか。赤十字の場合は、赤十字の方で品物のメーカーさんとか規模とか企画とかというのが決まって、それをぽんと物でよこしたんですが、今度は町がそれを準備するという形になると思うので、そういう物のやり方。それから、その辺のやり方は、隣接市町村とやはり足並みをそろえてもらいたいんですよ。やはり、支給の仕方というのはね。調査の仕方も含めて。そんな方はいないかとは思いますが、あっても欲しいという、この四つ。この中から何点か選ぶんですか、好きな物を。全部そろっていても欲しいということになれば、やらなければならないと思うんですが。いや、いや、あるから、このように領収書もありますと。その領収書に基づいての補助金という、現金支給というんですか、そういう方法はとれないのかどうか。支給の仕方というか。その辺のところも、やはり隣接市町村とよく協議をして、足並みをそろえてやっていただきたい。とにかく、車でぽんと何すれば気仙沼市、石巻市。何だ、石巻市でこうやっているのに、何でおらほの町ではこうできないんだとこうなってくるんです。だから、その辺のやり方、方法については、きちんとやっぱり足並みをそろえてやっていただかないと、いろいろな問題が起きてくるのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、被災後にそういった建物を建てた方は何件ぐらいあるのかというようなことをございますけれども、一応うちの方で把握している分につきましては、いわゆる加算支援金として申請をしたというようなことの件数につきましては把握をしておりますので、その範囲内というようなことで申し上げさせていただきたいと思います。加算支援金で、全壊で新築あるいは購入をした方が83件、それから補修をした方が46件でございます。一応、件数につきましては、そういう形になっております。

それから、いわゆるどういった形の支給をとるのかというようなことをございます。今のところ、先ほど申しましたように備品購入費というようなことで町が購入をして、その被災されている方々に貸与をするというような形をとらせていただきたいというようなことで、これにつきましても指導を受けてその方がいいだろうということで、予算措置をさせていただいたんですが、考え方は例えば畳がもう配られているところもあると。それから、暖房器具がもう3点そろっているところもあるというようなことは、情報として既につかんでおります。その辺を前提に入れて、うちの方で今、どういったかたちがいいのかというようなことを想定しておるんですが、今想定しておるのは、畳については1世帯につき、4畳半が標

準のようですので、4畳半で大体3万円ぐらいになるだろうと、1部屋ですね。ですから、それで3万円。それで、そのほかにいわゆる暖房器具につきましては、ファンヒーター、カーペット、こたつの中から1点を選んでいただくというようなことを想定しております。

先ほど言ったように、既に3点全部暖房がそろっているところもありますし、中には1点しかNPOさんからいただいていないというようなところもございますので、その辺につきましては、先ほども言いましたように、希望調査をとりまして、その中から1点を選んでいただくというような方法をとりたいと思います。3点あるので要らないというようなところがあれば、逆にいうとそこで余るんですが、そういった形でやると不公平感が出るだろうというようなことで、とりあえずうちの方では全戸分、その中から1点を選んでいただくというようなことを想定しております。配付の方法につきましても、10日あるいは社協の支援員さん等もいますから、そういう形でアンケートあるいは配付をさせていただきたいとそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 加算支援金で、アパートを借りた、あるいは建てた、それから補修したということで、大体130件ぐらいだということなんですが、結局まだ自分で購入したプレハブ、仮設にいる方々というのは、ではまだ把握していないということですね、数は。だから、そうなってくると大体200件にしても、4万円で計算すると800万円ぐらいなんですよ。大した金額ではないですよ。ですから、ぜひこれは予算措置をしてやるべきだと思うんですが、町長どうですかね、その辺のところの考え方。800万円は、我が町にとって大きい金額ですか。難しいですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 金額の問題ではなくて、先ほどもちょっと副町長が不公平感、いわゆる線引きが難しくなってくるという答弁をしておりますが、基本的に今マックス200件ぐらいと計算をしまして、今ご指摘のように多分800万円ぐらいだろうと。ただ、先ほど言いましたように、賃貸のアパートを借りている方々が結構いらっしゃいます。こういった方々は、ある意味自前でご用意をしているわけですね、ファンヒーターとかそういう物は。そうしますと、今度はそういった方々の、今度は不公平感とかという問題もさまざま出てきます。ですから、我々が先ほど来お話ししているように、そういった線引きというのが非常にだんだん難しくなってくるということがございます。ですから、先ほど来言っているように、今回、災害救

助法という形の中でのライン、線引きが出てきたので、その中では対応させていただきますというのですが、それ以外の部分になりますと、今、2番議員もそうですし、6番議員、そして14番議員とお話をいただいている気持ちは、私も十分理解はしますが、そういう分野についてこれからどう対応していくのかということについて、非常に難しさが出てくるということがございますので、いずれこの件につきましては改めて、先ほども申しましたように、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○14番（三浦清人君） 線引きが難しいということですがけれども、そんなに難しいですかね。応急仮設住宅に入らないで、被災を受けた方々でアパートを借りる、あるいは自分で、自前で仮設住宅、プレハブを建てた、そこに住んでいるという方々だけでいいのではないですかね。私は、だから線引きというのは難しくないと思いますよ。金額には問題はないというような話ですがけれども、何も応急仮設住宅を入居をされていると同じような状況にある、プレハブなり自前の、あるいはアパートを借りたところにも出せばいいのであって、私は線引きは大した問題ではないと思いますよ。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、そういったいろいろご指摘もございますし、我々としてもいろいろ課題がございます。その辺を1回整理させていただきたいというふうに思います。その辺で改めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 2点ほどお尋ねします。

先ほど、地上デジタル放送で桜葉沢地区が対象だというお話がありました。これは、来年度4月から地上デジタルにここも移行すると思います。そのときに問題になるのは、ぽつぽつと残っている家屋がありますね。そういう人たちが、うまく放送を受信できるかどうかということが問題になると思うんですが、その辺をつかんでいるかどうかです。1点。

それから、2点目は町民バスの運行についてですが、これは、町民バスは何台で運行されているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、最初のご質問、桜葉沢地区のデジタル放送の関係でございますが、この桜葉沢地区につきましては、従来、盆地部分で共同受信組合をつくっておきまして、その山手側、今ご指摘の点在する家屋が今回デジタル波になることによって受信不能ということで、今回改めて受信組合を設立して、デジタル化に向けた取り組みを行う

ということでございます。

その区域外の部分につきましては、戸別の高性能アンテナ対策という毎戸に受信の改善をするための補助事業をやっておりますので、議員のおっしゃる場所が私の答えた場所になるかどうかはちょっとわかりませんが、戸別、1戸1戸の対象という部分も制度としてはございます。それは、町を通さないでそれぞれ対策を講じておりますので、町の会計は通されておられませんので、なかなか目に見えてこない部分ではございますが、デジサポが中心になりまして事業の推進をしているところでございます。

それと、2点目の町民バスでございますが、現在町の無料シャトルバスとして運行しておりますのが12路線でございます。マイクロバスが2台、ワゴン車が3台だったかと思います。それで12路線の運行をしております。そのほかにも宮城復興支援センターのサポートで、週1回仙台便を出しておりますし、日赤さんのマイクロバス、これは日赤の方でご支援ということで12路線のうち1路線を日赤の方ですべて経費を持った上で担っていただいております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） こういう震災前には、いろいろ受信難聴、難視というところで、いろいろ対策がされていましてね。今回、震災になって、来年の4月から新しく地上デジタルになるんですが、そういう抜けてどうしても受信ができないような、個々のうちがあるのかなのかとかいうか、あったら大変だなと思ったのでこういう質問をしているんです。だから、町ではなくて、町を通っていないので、デジサポですか、そちらの方でやっているのによくわからないというお話なんです、そういうのが1件でもあっては困るので、私はそういう点で質問しているんです。だから、町としてもそういうのをきちっと把握する必要があるのではないのかなと思いますので、その辺はきめ細かにぜひ把握して、そういう支障のないようにそういう点でやってほしいなど、まず思っております。

それから、町民バスなんです、私もちょっとあそこを見てきたんですけども、診療所に通っている町民の方たちは、本当に長い時間待っていないとなかなか帰られないという話もあったりして、だからもっときめ細かにマイクロバスからワゴン車なんかで3台とかということいろいろあるみたいなんです、もっときめ細かに運用できないのかなと、そういうふうなことで検討しているのかなということをお聞きしたかったので、その辺をもう一度お願いしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 1点目の地デジ化の関係でございますけれども、町を通さ

ないというのは会計を通さないということでございまして、見えないというクレームにつきましては、町を通した上で町の方からデジサポあるいは東北総合通信局の方に難視対策の申請というものを改めてさせていただいておりますので、昨年度から引き続き行っておりますので、おおむね解消できている部分はあると思います。ただ、仮設住宅におきまして、一部仮設ではそういったクレームも新たに発生したということもございしますが、仮設住宅につきましてもデジサポの方で受信点調査をした上で、災害救助費の中で対応ができるということになっておりますので、地デジ終了の来年の4月までにはほとんど対応が終わるのかなというふうに思います。

それと、もう1地区、共同受信アンテナとして館浜地区というところで設立する予定だったんですが、そこにつきましては、今回の震災により残されたうちが点在するというところございまして、共同アンテナ組合という方式から戸別の高性能対策で受信をするというふうに切りかえることで、今、対策を講じているところでございます。

それと、バスについてですが、どれだけきめ細かにやれるかという部分で、議員からは以前からデマンド交通という課題も私どもに課されているという状況でございます。現在も、被災という部分を抜きにして、今後高台移転とかになってきた場合に、どうしても高い所にうちがあるといいますと交通弱者にとって不便だろうということで、いろんな提案を受けながら、すべてをデマンドでということではございませんが、一部をデマンドで、あるいはこれまでの町民バスの路線は維持しつつ一部をデマンドでという組み合わせも含めて、内部で検討させていただいているところでございます。それが、来年度からというわけには、なかなかそれはいかないものはございますが、実証実験等も含めて今後検討しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） わかりました。共同アンテナのところはわかるんです。ただ、先ほど館浜でしたっけ、そこも今度は共同ではなくて個々にやるというお話ですが、私はそういうところがいっぱい出てきているのではないかなという懸念をしましたのでこういう質問をしているんですが、だからそういう方たちが本当に困らないような、個々にきちっと把握する必要があるなと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、大変前向きな町民バス、デマンド方式も一部、そういう方も検討しているというお話なので、現在それも復興の中で出てくるんだと思うんですが、現在困っている人たち、診療所に通う人たちが本当に待っている時間が長くて困るとか、今から寒くなるとなおのこ

とですけれども、そういう点でもっと回数を増やすとか、きめ細かにもっと対応できないのかなと思いますので、その辺をもう一度検討してほしいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 地デジの関係でちょっと伺いたいと思います。震災前に難視聴エリアということで承認がされまして、アンテナ工事を進めようという前に震災が来たということで、その後、被災していない家庭では個々に工事がもう完了している地区はあるんですが、被災者で多分同じエリア内に移転をするという家庭もあると思うんですが、その前に申請したものが移転をした際にもまだ効果といいますか、残っているのかどうかということと、その時点で地デジの整備がもう完了しておいて、申請をしておらなかったという家庭もあったんですが、今回の震災で移転をした場合、そのエリア内に移転をした場合に、新規の申請というものが可能なかどうか、その2点を伺います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 明確に可能だということはちょっと言えませんが、いずれまだ整備をしていないで震災を受けて、新たに近くの高台に移転して、そこが新たな難視地域として認められれば、当然これは補助の対象にはなるかと思えます。整備した後でありますと、ちょっといろんな問題はございますが、ただそれも故意に物をなくしたわけではございませんので、こういった自然災害ゆえのものでございますので、整備しても同一の場所にまた同じような形でやるとしても、町の方に相談いただければ国の方と対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 参考資料の21ページにあるんですが、16工事、今回の震災に応じて250万円を超える工事が記載されております。重点ということで、当然この方が優先されるんだろうと思いますが、町内にはそのほか今回の震災のために、いわゆる地域の生活道とか、あるいは一般道、幹線も含めてあると思うんですが、そういった中でこれに次ぐ、いわゆる道路の補修のようなものがどれくらい合計であったのか、大まかで結構ですのでお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、災害査定を区域ごとに、ブロックごとに入っております、その査定中でございますが、全容はまだちょっとつかめておりません。それで、今現在、冬場の除雪それから凍結対策に向けて、各町道関係の路面補修とか、あるいは側溝のふたがな

いところ、あるいはその側溝にまだがれきが入っているところ、そういったことがございますので、これにつきましては11月中にその辺の工事それからがれきの撤去、既にこれは業界の方に指示をしておりますので、そういったところを国県道の交差点とか、あるいは重要な幹線、それからあとは仮設住宅の経路、こういったところについてしっかり対応はしていきたいと考えています。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 大きな問題が優先されますから、当然これには記載されていないし、私も関連かなと思ってお話を控えていたんですが、この際聞いておいて、見通しといいですか、そういったことも聞いておくべきかなと思おして、これから冬を控えて、雪で破損箇所なんかが見えなかったりすると、そこに車あるいは人が通行したりして大きな事故とか、あるいは危ないといったことですから、やはり今はコーンなんかを立てていますね。やはり、コーンだけですとその間近に来ないとやっぱりその危険さというか、危ないところがわからない、そういった中で大型バスとか、あるいは大型トラックも通行します。片道通行ですと、やはり危険です。そういったことを住民の中から大分言われておりますので、この際、当局の考え方といいですか、そういったことも聞いておくべきかなと思おしてお尋ねしたわけでございます。そういうことで、課長がそういうお考えを示しているということで、わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第110号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第110号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第110号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、診療に必要な医療機器等を購入するため資金的収入及び支出について増額補正の措置を講じるとともに、南三陸町病院事業の設置に関する条例第3条の規定により、重要な資産の取得について定めるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、補正予算書の16ページの方をお開きいただきたいと思います。

資金的収入、支出の今回は補正でございます。

収入の関係については、寄附金、日本赤十字社より3億円の寄附金をいただきまして、それによって医療機器の購入をするという内容でございます。

支出については、ここに3億円と支出額、医療機器としてとっております。

機器の内容につきましては、先ほど読み上げました13ページの3条関係で重要な資産の取得については、ここにある機器、そのほかに小さな機械がすべて流されていますので、それらもこの3億円の中で購入していきたいという内容になっております。一応、その見積り的には13ページの重要な資産だけで大体これを購入するのに2億円ぐらいかかるという内容でございます。あと1億円くらいについては、その小さな何百万円という、100万円単位の機器とかの購入に充てるという内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 13ページのこの医療機器、これはみんな新品でしょう、新品。中古ではなく新品。この一式、これの各機種ごとに金額というものを大体話してもらえますか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 一応、概算の見積りはもらってございます。それは、

内容的に必要ですか。大体の金額ですか。上の方から、それではいきたいと思います。CTの方については2,600万円くらい、大体の金額ですので。それから、X線テレビについては2,100万円前後、FCRシステムについては2,000万円前後、骨塩定量装置については800万円くらい、それから医用画像情報システムについては1,250万円くらい、歯科用パノラマでは850万円程度、滅菌洗浄システムについては800万円、電子内視鏡システムについては2,300万円くらい、それから病院情報システムについては、これは1億円くらいという格好になっています。

これは、一応見積もりなので、これから入札が関係してくるとこれから若干下がってくるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変、いずれにしても重要な機械で、購入しなくてはならないものだと思います。これは、新しくプレハブができた時点でのものだと思いますが、それでよろしいですね。そうしますと、今いろいろ問題になっている放射線の問題なんかで、これは全部危ないというか、危険なあれなもんですから、きちっとそういうことが漏れないように、そのプレハブの中でもできているのかどうかということが一つあります。

それから、実はちょっと町民の方から質問されて、私もよくわからなかったんですが、今この被災しまして、病院の中にあったこういう機器類、これは多分全部流されたと思うんですが、これは流されてどういう状況になっているのか、危なくないのかということか、町民にとってどうなのかということ質問されたんですが、その辺がもしわかりましたら教えてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 以前にも、たしか議員の方からその放射線の関係についてはご質問があったかと思います。

今回の仮設診療所の方については、遮蔽をすると。部屋の遮蔽をしてやらないと、放射線を放出する機器については使えないということになりますので、そういう対応は今回考えております。

それから、機器について。流されて、では放射線が大丈夫かというのと、動かして初めて放射線が出るもんですから、動かない場合については全然その問題がないというふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に私もわからないんですけども、今福島原発のことから非常に皆さん神経質になっていますので、こういうものも十分にやっぱり町民にきちっとわかるように説明をお願いしたいなとも思ったりしております。そうしますと、心配ないとそういうことなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 選任第2号 常任委員の選任

○議長（後藤清喜君） 日程第13、選任第2号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選出については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において千葉伸孝君、阿部 健君、山内昇一君、小山幸七君、鈴木春光君、以上の5人は総務常任委員に、高橋兼次君、山内孝樹君、星 喜美男君、三浦清人君、西條栄福君、以上の5人は産業建設常任委員に、佐藤宣明君、菅原辰雄君、大瀧りう子君、及川 均君、以上の4人は民生教育常任委員にそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおりそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これもちまして平成23年第12回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時00分 閉会